



世界に希望を生み出そう

国際ロータリー 2023-2024 年度

前橋北ロータリークラブ会報

2024年3月11日(月) 第1823回

会長 廣木晴久 幹事 上村哲郎

会場監督担当 岡田 賢一 委員



◇ロータリーソング 我らの生業

◇会員数 80 名 ◇出席 82.08%

◇新会員入会式 横澤勝 会員
◇ニコニコBOX 廣木晴久会長、亦野高裕会員、
上村哲郎幹事、立見公一会員、
五十嵐俊弥会員

◇幹事報告 上村幹事
◇委員会報告 職業奉仕委員会 塚越委員長
ゴルフ部 川口会員

◇会長の時間 「外国人実習生」

私の会社では、労働力確保のため2016年から外国人技能実習生や特定技能者を採用しています。外国人技能実習も特定技能も在留資格ですが、それぞれの制度の目的が違いまして、技能実習制度は、外国人に技能等を習得させ母国での経済発展に寄与する国際貢献であるため、技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないあり、外国人技能実習生を労働者と扱うことはできません。

一方で特定技能制度は、国内の人材不足を外国人材によって補うためなので労働者として扱うことができます。制度が実情と違うため見直しを検討しているそうです。技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。対象職種と作業は87職種 159作業で、在留期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

在留期間のうち1年目を1号、2,3年目を2号、4,5年目を3号と呼び、各号に移行するにはテストに合格する必要があります。特定技能は、国内人材を確保するのが難しい産業分野において、専門性や技能を持つ外国人材を受け入れて人員を充足することを目的とした在留資格です。少子高齢化によって労働人口の不足が深刻化してきたことから創設され、2019年4月より受け入れが開始されました。

特定技能を取得するためには、日本語と技能の水準を測る「特定技能評価試験」に合格するか、「技能実習2号」を良好に終了し、「特定技能1号」に移行しなければなりません。在留資格は、「特定技能1号」は「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」と定められており、最長で5年働くことが出来ます。

「特定技能2号」は「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、「特定技能1号」を修了した人だけが移行できます。資格を更新する限り、上限なく長期就労が可能で、特定技能2号を取得すれば永住や家族の帯同も認められます。

私の会社では、2016年はベトナムから3名、体力重視で採用。3年で2名帰国、1名は5年経って特定技能者になり現在も就労中ですが、なかなか日本語は上達していません。

2017年もベトナムから3名、語学重視で採用、3年で1名帰国。2名は一時帰国したがコロナの渡航制限により2022年4月再入国し、現在5年の技能実習が終了。今後、特定技能者へ移行する予定です。日本語も上手くなり、戸田未来基金の日本語スピーチコンテストで優秀賞を受賞しました。

2018年はベトナムから5名、3年で3名帰国。2名は3年で特定技能者へ移行し、現在も就労中です。2019年はベトナムから3名、3年で3名とも帰国しました。

2020～2022年はコロナの為採用出来ない。2023年はインドネシアから4名、合計18名受け入れ、現在9名在籍中です。今年はインドネシアから4名5月ごろに入社の予定です。

言葉や文化や習慣、建設用語等の違いからコミュニケーションがうまく取れませんが、真面目に働いてくれて頂いているので非常に助かっています。自国に帰った後の将来ことや夢を聞くとなかなか建設業に携わる様なことをいう人はいません。やはり日本へはお金を稼ぎに来ているのだと思っています。自分の使命は、怪我をさせず五体満足で国へ帰してあげることや家族みんなを幸せにする事だと思っています。